

船舶事故調査報告書

平成27年5月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成26年9月6日 17時18分ごろ
発生場所	滋賀県彦根市馬場地先北方沖（琵琶湖東岸） 松原四等三角点から真方位253° 1,580m付近 （概位 北緯35° 16.80′ 東経136° 14.44′）
事故調査の経過	平成26年9月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	救助艇 湖龍V世、5トン未満 253-20018 滋賀、国立大学法人滋賀大学 7.49m (Lr) × 2.52m × 1.28m、FRP ディーゼル機関、88.26kW、平成9年2月
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年9月1日 免許証交付日 平成22年8月3日 （平成27年8月16日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	右舷前部に破口及び擦過傷、推進器に破損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人5人（以下「同乗者」という。）を乗せ、ヨット5隻が帆走訓練を行っている場所付近の湖上で待機していたところ、強い北風によりセールが破損したヨット1隻（以下「本件ヨット」という。）から救助の要請を受けた。</p> <p>船長は、本件ヨットに接近し、同乗者の1人が本件ヨットにえい航索を投げ入れ、受け取らせようと試みたが、漂流状態の本件ヨットが彦根市馬場地先北方沖80mに存在する湖面下の石垣（以下「本件潜堤」という。）に接近したので、本件ヨットに約5mまで近づき、えい航索を渡した。</p> <p>本船は、船長が、本件ヨットの艇員がえい航索を受け取り、本件ヨットに結び付けたものの、間もなく、平成26年9月6日17時15分ごろ、本件ヨットが本件潜堤に乗り揚げたことを認めたので、機関を前進に掛け、北方に向けて本件ヨットを引き出そうと試みるうち、</p>

	<p>風浪により圧流され、17時18分ごろ、本件潜堤に右舷側から乗り揚げた。</p> <p>船長は、本件ヨットの艇員に船体を放棄し、泳いで湖岸に戻るよう指示した後、本船にとどまることに危険を感じたので、17時20分ごろ同乗者に泳いで湖岸に上がるよう指示を行い、自らも本船を離れ、泳いで湖岸に上がった。</p> <p>本船は、7日サルベージ船によって本件潜堤から離され、近隣のマリーナに移された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、付図2 事故発生経過概略図(拡大) 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 北、風速 約10～15m/s、視程 約500m</p> <p>水象：水位 マイナス約25cm、湖水温度 約27℃、波向 北、波高 約1～2m</p> <p>彦根地方気象台は、9月6日12時48分湖東地域に雷注意報を、16時07分洪水注意報をそれぞれ発表し、本事故当時も継続中であった。</p> <p>また、17時04分大雨と突風及び落雷に関する滋賀県気象情報第1号が発表されていた。</p>
その他の事項	<p>船長は、大学のヨット部のOBであり、年間に約10日間本船に乗船しており、本事故当時、OBの1人として練習に参加していた。</p> <p>本船は、本事故当時、船長及び同乗者全員が救命胴衣を着用しており、喫水が船首約0.2m、船尾約0.5mであった。</p> <p>本件潜堤は、幅約1m長さ約100mで、本件潜堤上には朽ち果てた多数の杭が湖面上に露出していた。</p> <p>船長は、本件潜堤に接近すれば乗り揚げのおそれがあることを承知していた。</p> <p>船長は、乗揚後、陸上で待機していたヨット部員が110番通報を行ったことを知った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、彦根市馬場地先北方沖において、風速約10～15m/sの北風が吹く状況下、本件潜堤に乗り揚げた本件ヨットの引き出し作業を行ったことから、本件潜堤に向けて圧流され、本件潜堤に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、彦根市馬場地先北方沖において、風速約10～15m/sの北風が吹く状況下、本件潜堤に乗り揚げた本件ヨットの引き出し作業を行ったため、本件潜堤に向けて圧流され、本件潜堤に乗</p>

	り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>所属するヨット部は、本事故後、事故防止のための安全対策マニュアルを作成し、人命第一、安全の確保を最優先にすることを改めて確認するとともに、出艇前及び出艇後のルール、救助艇の行動ルールを定め、部員及び関係者に周知徹底することにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強風下、本件潜堤に乗り揚げたヨットの船体救助のため、乗り揚げた場所に接近し過ぎないこと。 ・ 乗り揚げたヨットを無理に引き出すことを試みないこと。 ・ 帆走訓練中、気象状況の変化に絶えず注意を払うこと。

付図1 事故発生経過概略図



付図2 事故発生経過概略図 (拡大)

